

## あわら市普通財産活用促進事業補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、本市が所有する普通財産を活用し、新たな定住人口の創出を図るとともに、地域の活性化に資するため、市有地を購入して住宅を建築し、本市に定住する者に対し、あわら市普通財産活用促進事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において「住宅」とは、自己の居住の用に供する家屋（併用住宅にあつては、居住部分の床面積が延べ床面積の2分の1以上のものに限る。）をいう。

### (交付対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「交付対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する個人とする。ただし、第1号及び第2号の場合において、当該指定地の所有権を共有しているときは、当該所有権の持分を最も多く有する者を交付対象者とし、持分が均等の場合にあつては、所有権を有する者のいずれか1人を交付対象者とするものとする。

- (1) 市が別に指定する市有地（以下「指定地」という。）を購入し、かつ、当該指定地の登記名義人となった者
- (2) 指定地の売買契約を締結した日から起算して2年を経過する日までに住宅を建築し、かつ、当該住宅の登記名義人となった者
- (3) 指定地の売買契約を締結した日から申請日までに、購入した者又は三親等以内の親族が3月以上継続して指定地で居住した者
- (4) 市税を滞納していない者
- (5) その者及び現に同居し、又は同居しようとする親族が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員でない者
- (6) 過去にこの要綱に基づく補助金の交付を受けていない者

### (補助金の額)

第4条 補助金の額は、指定地の売買金額と同額とする。

### (補助金利用意向届)

第5条 補助金の交付を受ける意向のある者は、指定地の売買契約の締結後速やかにあわら市普通財産活用促進事業補助金利用意向届（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

### (補助金の交付申請)

第6条 前条の届を提出した者は、補助金の交付を受けようとするときは、あわら市普通財産活用促進事業補助金交付申請書（様式第2号）に次に掲げる書類を添

えて、指定地の売買契約を締結した日起算して2年3月を経過する日までに、市長に申請しなければならない。

- (1) 世帯全員の住民票の写し
- (2) 土地及び住宅の登記事項証明書
- (3) 公共料金の請求書等指定地に居住していることがわかる書類
- (4) 指定地の売買契約書（写し）及び売買代金を納付したことがわかる書類
- (5) やむを得ず指定地の購入者と当該指定地の所有者が異なる場合は、その事由が記載された書類
- (6) その他市長が必要と認める書類  
(交付決定及び額の確定)

第7条 市長は、前条の規定による交付申請を受理したときは、その内容を審査し、補助金を交付することを決定したときは、あわら市普通財産活用促進事業補助金交付決定通知書（様式第3号）により、交付しないことを決定したときは、あわら市普通財産活用促進事業補助金不交付決定通知書（様式第4号）により申請者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第8条 前条の規定により補助金の交付の決定通知を受けた者は、あわら市普通財産活用促進事業補助金交付請求書（様式第5号）を市長に提出しなければならない。

(補助金の交付)

第9条 市長は、前条の規定による請求書の提出があったときは、速やかに補助金を交付するものとする。

(交付決定の取消し及び補助金の返還)

第10条 市長は、補助金の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、あわら市普通財産活用促進事業補助金交付決定取消通知書兼返還請求書（様式第6号）により補助金の交付の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 虚偽の申請その他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) その他市長が補助金の全部又は一部を取り消すことが相当と認める事由があったとき。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、既に補助金を交付しているときは、期限を定めて補助金の全部又は一部の返還を命じることができる。

(調査)

第11条 市長は、補助金の交付に際し必要と認められた場合は、申請内容及び補助金の交付状況について調査し、又は補助金の受給者に対して報告を求めることができる。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和5年4月1日から施行する。

様式第1号（第5条関係）

年 月 日

あわら市長 様

住 所  
氏 名  
電話番号

あわら市普通財産活用促進事業補助金利用意向届

あわら市普通財産活用促進事業補助金の交付を受ける意向があるので、あわら市普通財産活用促進事業補助金交付要綱第5条の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

- 1 指定する普通財産の所在
- 2 指定する普通財産の売買契約締結日 年 月 日
- 3 指定する普通財産の売買金額 円
- 4 指定する普通財産の居住開始予定日 年 月 日

様式第2号（第6条関係）

年 月 日

あわら市長 様

住 所  
氏 名  
電話番号

あわら市普通財産活用促進事業補助金交付申請書

あわら市普通財産活用促進事業補助金の交付を受けたいので、あわら市普通財産活用促進事業補助金交付要綱第6条の規定により、下記のとおり申請します。

記

- 1 指定する普通財産の所在
- 2 指定する普通財産の売買契約締結日 年 月 日
- 3 補助金交付申請額 円

添付文書

- (1) 世帯全員の住民票の写し
- (2) 土地及び住宅の登記事項証明書
- (3) 公共料金の請求書等指定地に居住していることがわかる書類
- (4) 指定地の売買契約書（写し）及び売買代金を納付したことがわかる書類
- (5) やむを得ず指定地の購入者と当該指定地の所有者が異なる場合は、その事由が記載された書類
- (6) その他市長が必要と認める書類

様式第3号（第7条関係）

あわら市指令 第 号  
住所  
氏名

あわら市普通財産活用促進事業補助金交付決定通知書

年 月 日付けで交付申請のあった補助金については、あわら市普通財産活用促進事業補助金交付要綱第7条の規定により、下記のとおり補助金を交付することに決定したので通知します。

年 月 日

あわら市長

記

補助金交付決定額 円

様式第4号（第7条関係）

あわら市指令 第        号  
住所  
氏名

あわら市普通財産活用促進事業補助金不交付決定通知書

年    月    日付で交付申請のあった補助金については、あわら市普通財産活用促進事業補助金交付要綱第7条の規定により、下記のとおり補助金を不交付とすることに決定したので通知します。

年    月    日

あわら市長

記

不交付となった理由

- 1 この処分に不服のある場合は、この処分のあったことを知った日の翌日から起算して3月以内にあわら市長に対して審査請求することができます。
- 2 この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、あわら市を被告として（訴訟においてあわら市を代表する者はあわら市長となります。）提起することができます。ただし、上記の審査請求をした場合には、この審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起することができます。

様式第5号（第8条関係）

年 月 日

あわら市長 様

住 所  
氏 名  
電話番号

あわら市普通財産活用促進事業補助金交付請求書

年 月 日付けあわら市指令 第 号で交付決定通知のあった補助金について、あわら市普通財産活用促進事業補助金交付要綱第8条の規定により、下記のとおり請求します。

記

補助金交付請求額 円

（振込先）  
フリガナ  
口座名義人  
金融機関  
支店等  
口座種別  
口座番号



様式第6号（第10条関係）

あわら市指令 第 号  
住所  
氏名

あわら市普通財産活用促進事業補助金交付決定取消通知書兼返還請求書

年 月 日付けあわら市指令 第 号で交付決定をしたあわら市普通財産活用促進事業補助金について、下記のとおり交付決定を取り消すこととしたので、あわら市普通財産活用促進事業補助金交付要綱第10条の規定により、下記のとおり返還を請求します。

年 月 日

あわら市長

記

- 1 交付済額 円
- 2 返還請求額 円
- 3 取消しの理由
- 4 返還期限 年 月 日

5 備考

- 1 この処分に不服のある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内にあわら市長に対して審査請求することができます。
- 2 この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、あわら市を被告として（訴訟においてあわら市を代表する者はあわら市長となります。）提起することができます。ただし、上記の審査請求をした場合には、この審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起することができます。